

所得制限限度額・所得上限限度額表(令和4年6月分(10月支給分)より適用)

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額 以下の所得額を超えた場合、 児童一人につき月額5,000円(特例給付)		②所得上限限度額 以下の所得額を超えた場合、 児童手当及び特例給付の支給なし	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生ま れていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103 万円以下の配偶者の場 合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103 万円以下の配偶者の場 合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103 万円以下の配偶者の場 合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103 万円以下の配偶者の場 合等)	812	1040	1048	1276

注1

扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」とします）ならびに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持した人数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限り）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

注2

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。
あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。